

令和5年度

黒石市の財政状況

黒石市企画財政部財政課

目 次

はじめに・資料の作成にあたり	1
I 令和5年度の決算状況	
1. 普通会計の決算状況	3
2. 決算規模の推移	5
II 歳入	
1. 歳入の内訳	6
2. 地方税の内訳	8
3. 地方交付税の推移	10
III 歳出	
1. 目的別歳出の内訳	11
2. 性質別歳出の内訳	13
3. 主な性質別歳出の推移	15
4. 地方債現在高の推移	18
5. 積立基金残高の推移	19
IV 地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づく指標	
1. 健全化判断比率	20
2. 早期健全化基準と財政再生基準	25
3. 資金不足比率	26
参考資料	28

はじめに

本市は、平成 10 年度決算において、大規模事業による投資的経費の増大やそれに伴う公債費の増加、各特別会計への繰出金などにより赤字を計上し、以後 10 年間赤字決算が続きました。

国では、全国的に地方公共団体の財政悪化が懸念されたため、平成 19 年度に「地方公共団体の財政の健全化に関する法律（財政健全化法）」を制定し、さらに平成 20 年度決算からは、設けられた 4 つの指標のうち 1 つでも基準値を上回った地方公共団体を「財政健全化団体」及び「財政再生団体」として位置づけ、財政健全化計画や財政再生計画の策定を義務付けることとしました。

地方公共団体の財政健全化に向けた動きが強まっていたなかで、本市は平成 17 年度に「黒石市集中改革プラン」、平成 20 年度に「黒石市行財政運営方針」を策定し、市民の皆様の御協力のもと行財政改革に取り組んできました。

これらの取組により、本市の一般会計は平成 20 年度決算から黒字へ転換し、財政健全化法の 4 つの指標においても基準値を下回り、「財政健全化団体」及び「財政再生団体」のいずれにも該当していない状況です。

しかし、本市の主な歳入である国からの地方交付税は減少傾向にあるほか、公共施設の老朽化対策や人口減少対策をはじめとした多くの施策を行わなければいけない状況が続いており、依然として気の緩められない財政運営が求められています。

「令和 5 年度黒石市の財政状況」は、本市における財政の現状を広く知っていただくため、普段から財政に馴染みのない方にもイメージしやすいよう、グラフ等を用いて作成したものです。市民の皆様が本市の財政状況を認識し、更なる御理解をいただくため、本資料がその一助となれば幸いです。

令和 6 年 10 月

黒石市企画財政部財政課

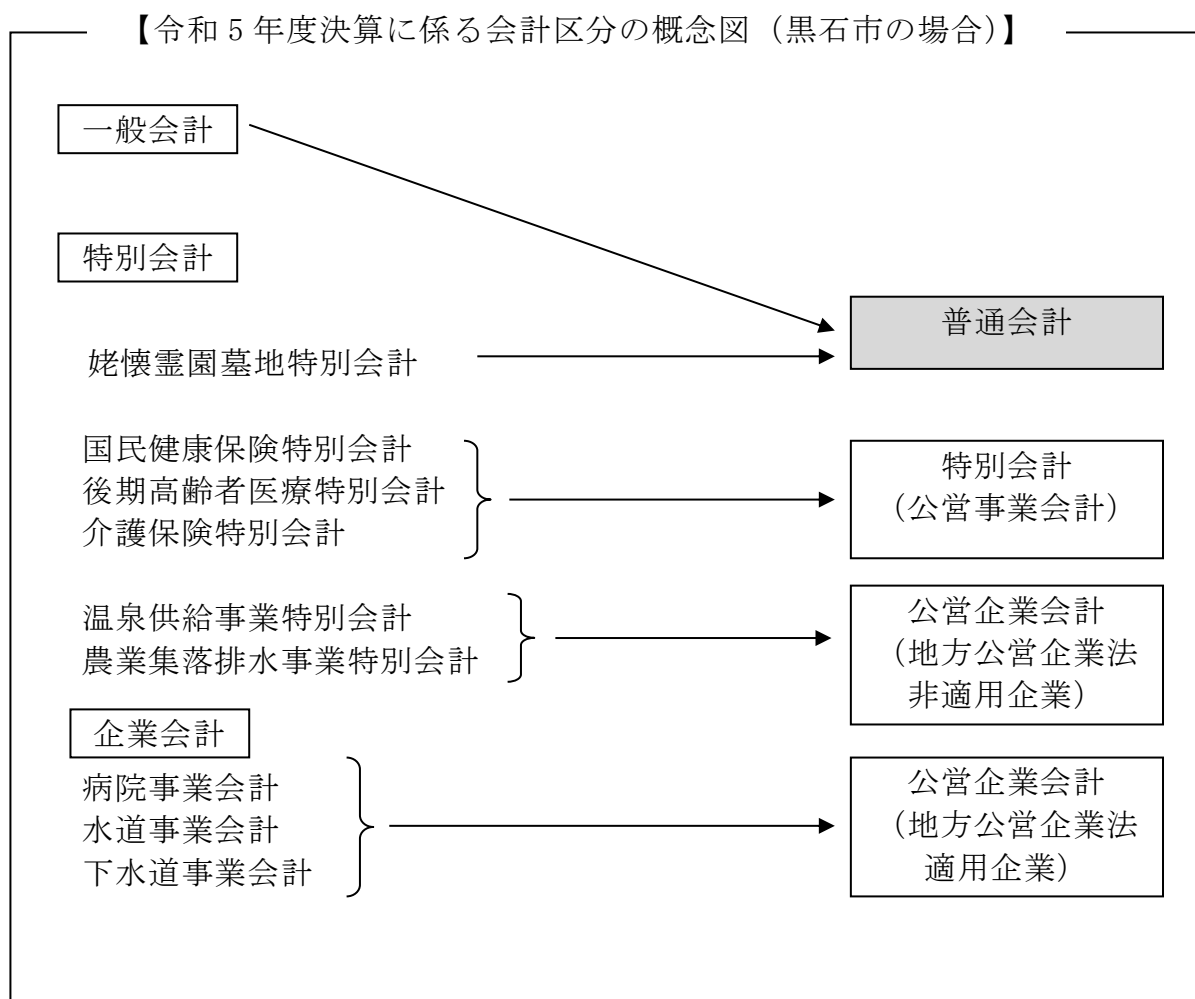
資料の作成にあたり

「令和5年度黒石市の財政状況」は、基礎資料として、「令和5年度地方財政状況調査（決算統計）」「令和5年度地方公営企業財政状況調査（地方公営企業決算統計）」「令和5年度黒石市一般会計決算書及び各特別会計・公営企業会計決算書」を用いて作成しました。（過去年度からの推移については、各年度の資料に基づいています）
また、資料については普通会計をベースに作成しています。

○ 一般会計と普通会計の違いについて

普通会計とは、各地方公共団体間で財政比較や統一的な掌握を目的として、国が定めた地方財政統計上の統一的会計区分であり、公営事業会計以外の会計を総合してひとつの会計としてまとめたものをいいます。

一般会計及び特別会計のなかで、公営事業会計に係る全部又は一部の収支を経理している場合においては、これに係る一切の収支は、普通会計から分別して、公営事業会計で経理されたものとして取り扱う必要があります。また、普通会計に区分される一般会計と特別会計とを単純に加算した際、重複分が生じることから、これを取り除いて普通会計としています。



I 令和5年度の決算状況

1. 普通会計の決算状況

令和5年度の普通会計は黒字決算（実質収支 10 億 26 万 6 千円）でした。昨年度は基金の取り崩しを行いませんでしたが、今年度は4億3,300万円を取り崩し、5億737万4千円を積み立てました。詳細は以下のとおりです。

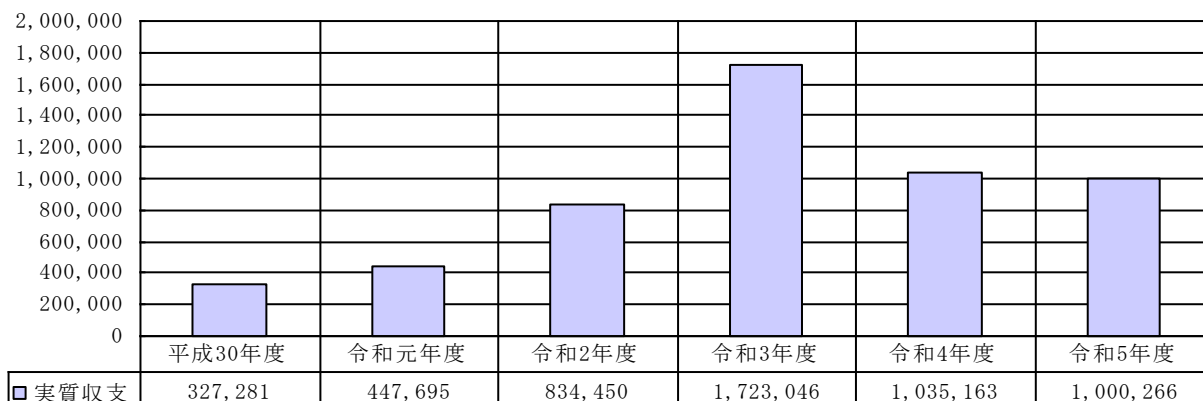
区 分	令和5年度決算額
歳入総額	21,546,929 千円
歳出総額	20,223,610 千円
歳入歳出差引額	1,323,319 千円
翌年度に繰り越すべき財源	323,053 千円
実質収支	1,000,266 千円
単年度収支	△34,897 千円
積立金	507,374 千円
繰上償還金	0 千円
積立金取崩額	433,000 千円
実質単年度収支	39,477 千円

- ★ 翌年度に繰り越すべき財源…予算化されたものの決算年度に実施できなかった事業を翌年度に実施する（繰越事業）ための財源です。翌年度の財源になるので、実質収支の計算では控除します。
- ★ 実質収支…歳入歳出差引額から「翌年度に繰り越すべき財源」を除いた額です。その年度でのお金の単純な増減を表します。
- ★ 単年度収支…当該年度の実質収支から前年度の実質収支、つまり黒字の繰越金（10 億 3,516 万 3 千円）を差し引いた額です。純粋にその年度で増減した額を表します。
- ★ 繰上償還金…地方債の元利償還を、予定より早めて実施することです。実施しなかった場合に黒字が増えることになり、実質的な黒字要素であることから、実質単年度収支の算出では積立額とともにプラスで計上します。
- ★ 実質単年度収支…単年度収支に財政調整基金への積立額及び地方債の繰上償還額を加え、財政調整基金の取崩し額を差し引いた額です。

(1) 実質収支

令和5年度決算において、歳入歳出差引額（経常収支）は13億2,331万9千円の黒字となり、翌年度に繰り越すべき財源を控除した実質収支は10億26万6千円の黒字でした。

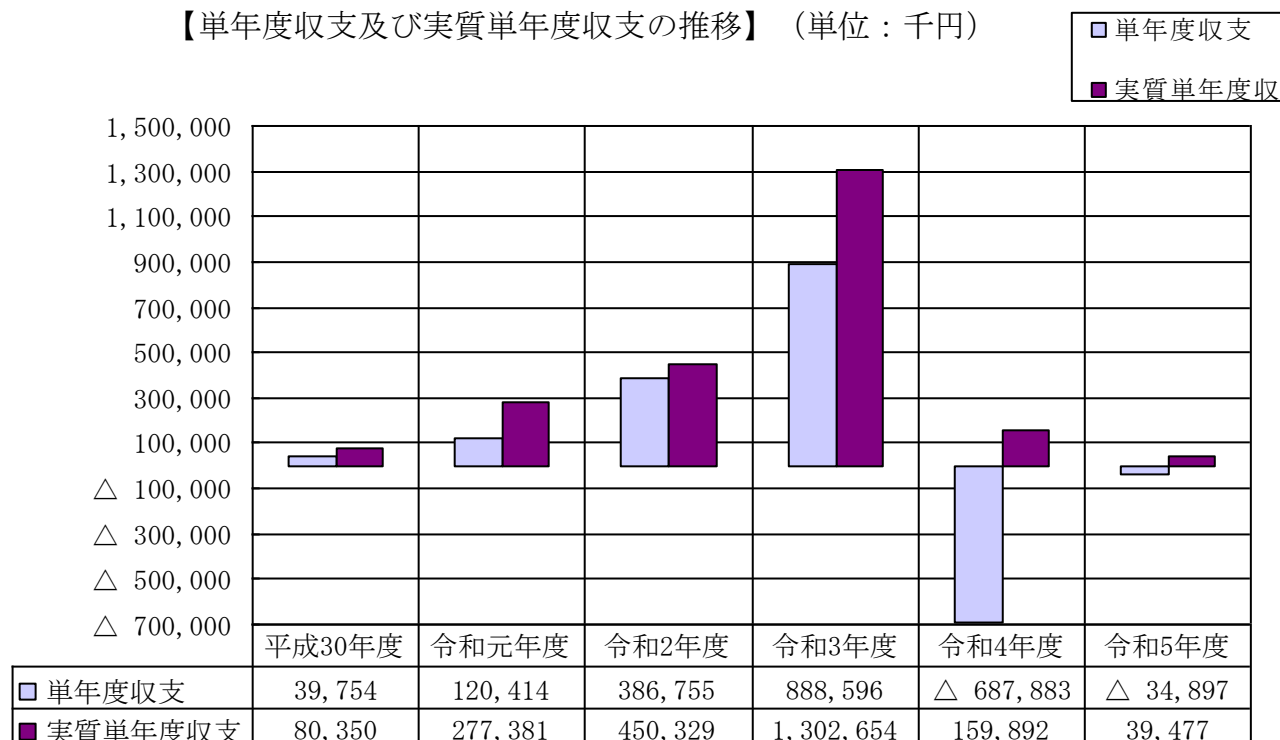
【実質収支の推移】（単位：千円）



(2) 単年度収支及び実質単年度収支

令和5年度の実質収支から前年度の実質収支を差し引いた単年度収支は△3,489万7千円でした。さらに、単年度収支に財政調整基金への積立金と繰上償還金を加え、積立金取崩額を引いた実質単年度収支は3,947万7千円でした。

【単年度収支及び実質単年度収支の推移】（単位：千円）



2. 決算規模の推移

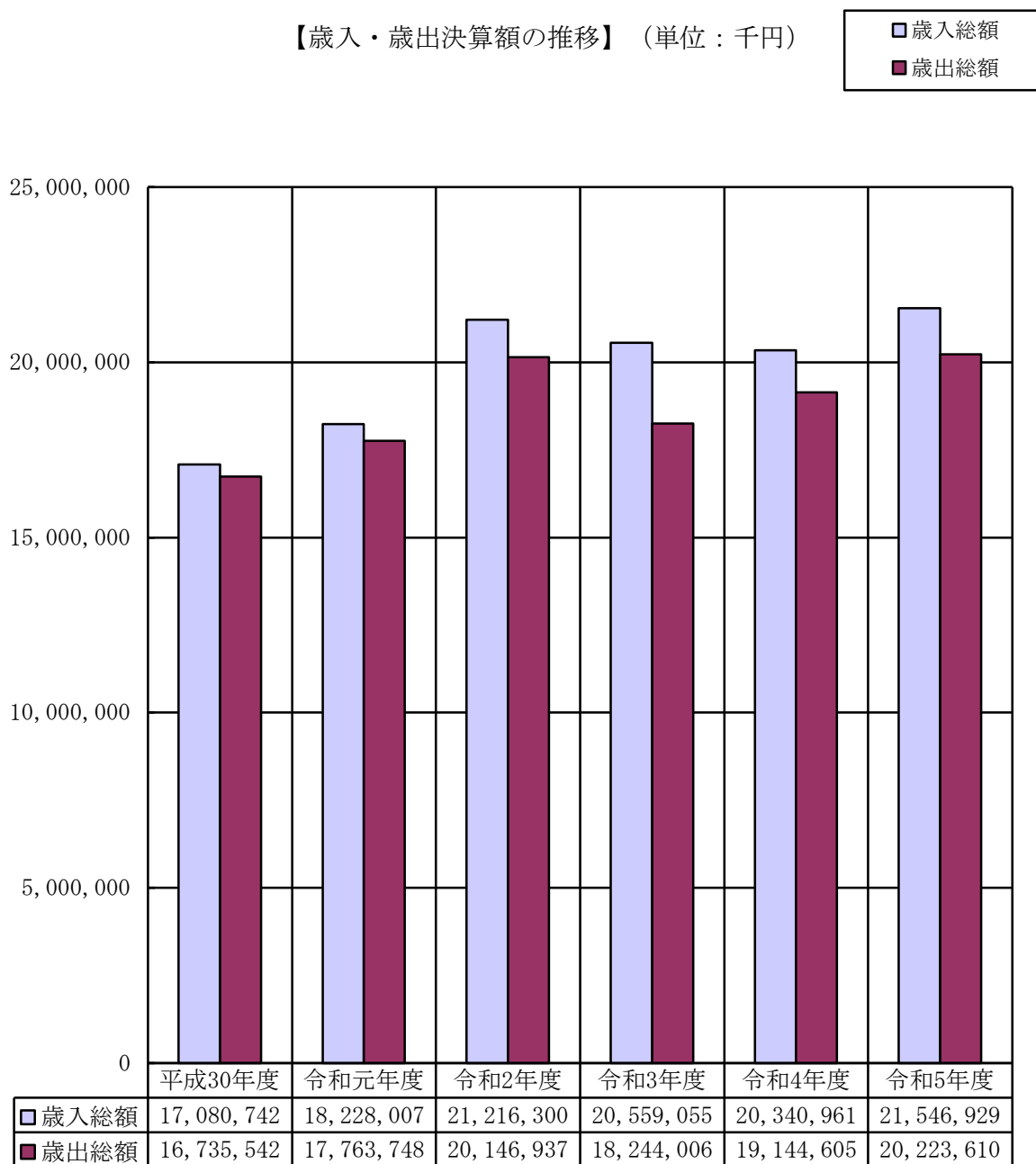
令和5年度の普通会計の決算額は、

歳入 215億4,692万9千円（令和4年度：203億4,096万1千円）

歳出 202億2,361万円（令和4年度：191億4,460万5千円）

で、前年度と比べて歳入は5.9%の増（12億596万8千円の増）、歳出は5.6%の増（10億7,900万5千円の増）となり、歳入・歳出とも前年度の決算規模を上回りました。

【歳入・歳出決算額の推移】（単位：千円）

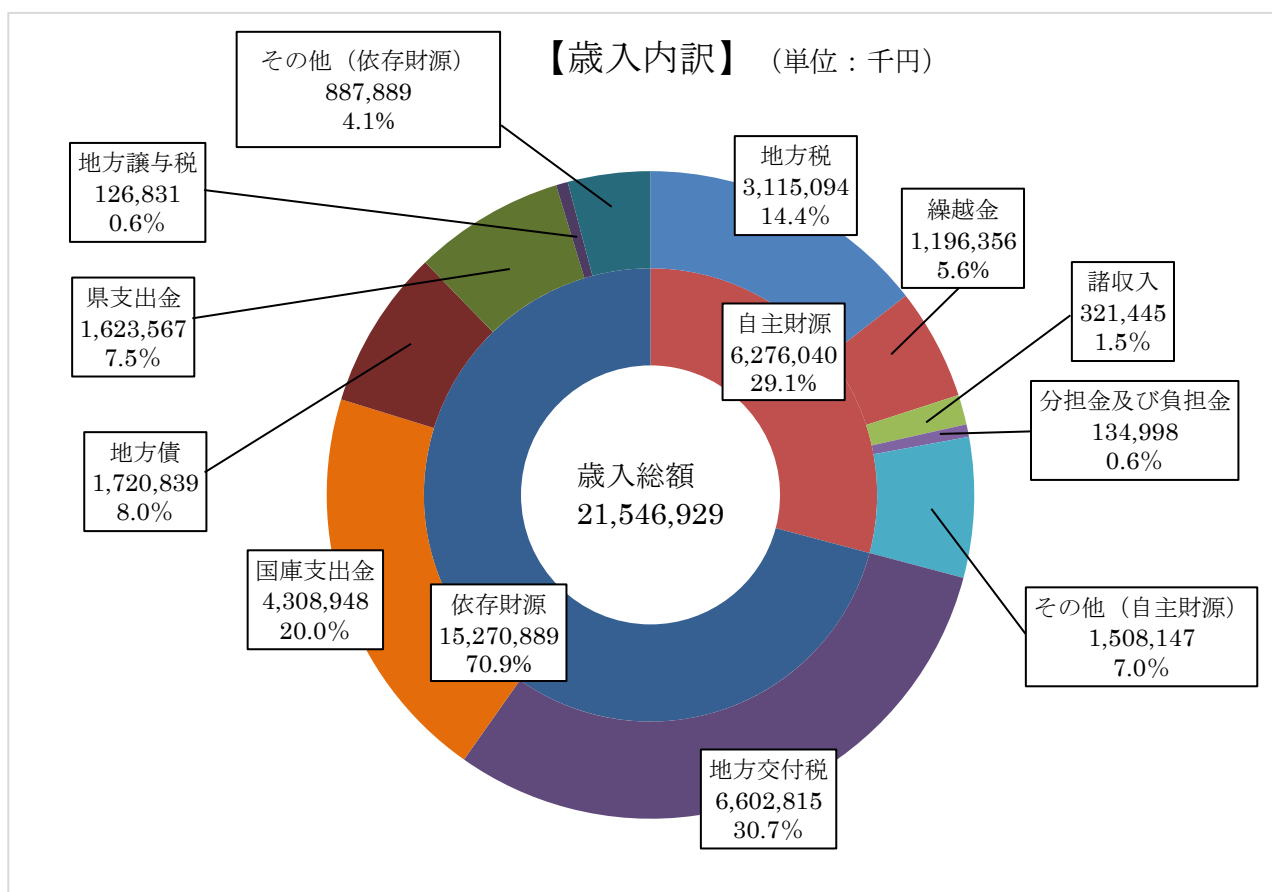


Ⅱ 歳入

1. 歳入の内訳

令和5年度決算における黒石市の歳入（収入）の内訳は以下のとおりです。国から交付される地方交付税が全体の30.7%を占め、次いで国庫支出金、地方税、地方債、県支出金の順となっています。

財源の内訳で見ると、地方税や繰越金、分担金及び負担金など市が自主的に収入することができる自主財源が、62億7,604万円と歳入全体の29.1%である一方、地方交付税や国・県支出金、地方債等の依存財源は、152億7,088万9千円で70.9%となっています。このことから、本市は歳入の約7割を依存財源に頼っている状態であると言えます。

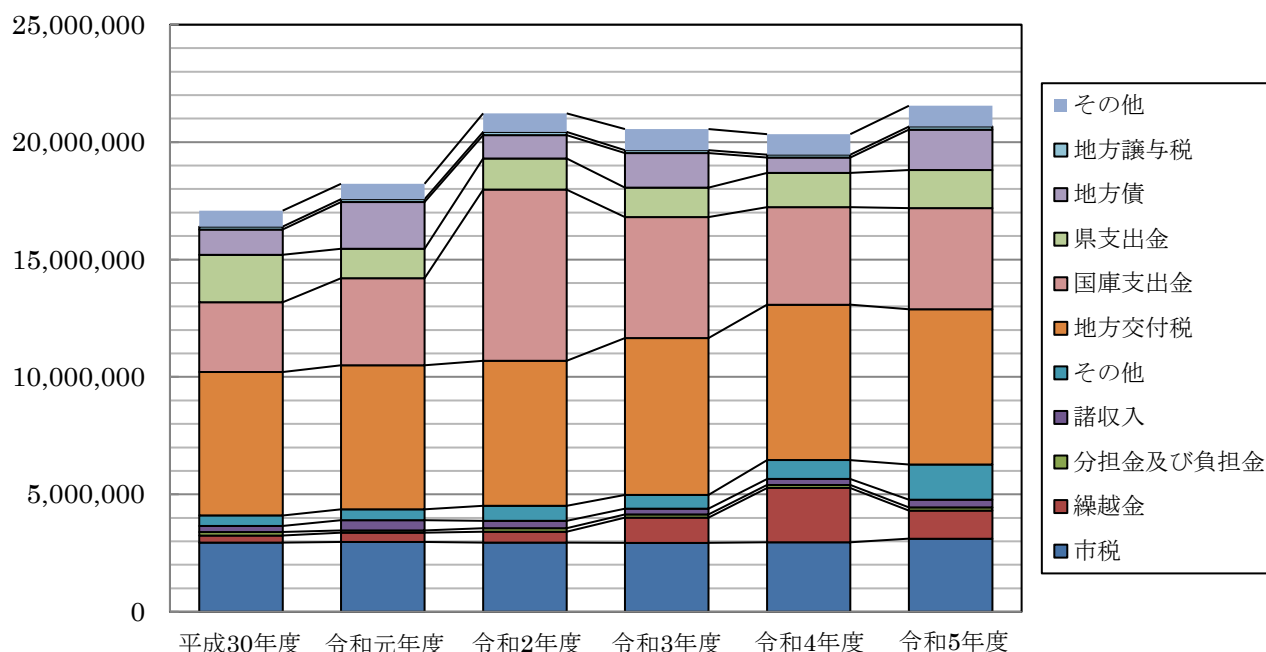


- ★ 地方税…市民の皆様から納めていただいた税金による収入です。
- ★ 繰越金…前年度の決算の剰余金を繰り越して収入としたものです。
- ★ 分担金及び負担金…市で行う事業に対して、その事業に関わる人・団体に支払ってもらったお金です。
- ★ 諸収入…貸付金元利収入や延滞金などほかの科目に該当しない収入です。
- ★ その他（自主財源）…手数料、使用料、財産収入、繰入金、寄附金です。
- ★ 地方交付税…国税5税（所得税、法人税、酒税、消費税、たばこ税）の一定割合の額

で、地方公共団体間の財源の不均衡を調整し、一定の行政サービスを提供できるよう財源を保障するため国が交付するお金です。

- ★ 国庫支出金・県支出金…国や県が用途を特定して地方公共団体に交付する資金です。
- ★ 地方債…いわゆる借入金で、その返済が一会計年度を超えて行われるものです。
- ★ 地方譲与税…国が徴収した特定税目のうち一定割合を地方公共団体に譲与するものです。
- ★ その他（依存財源）…自動車取得税交付金、地方特例交付金などです。

【歳入の推移】（単位：千円）



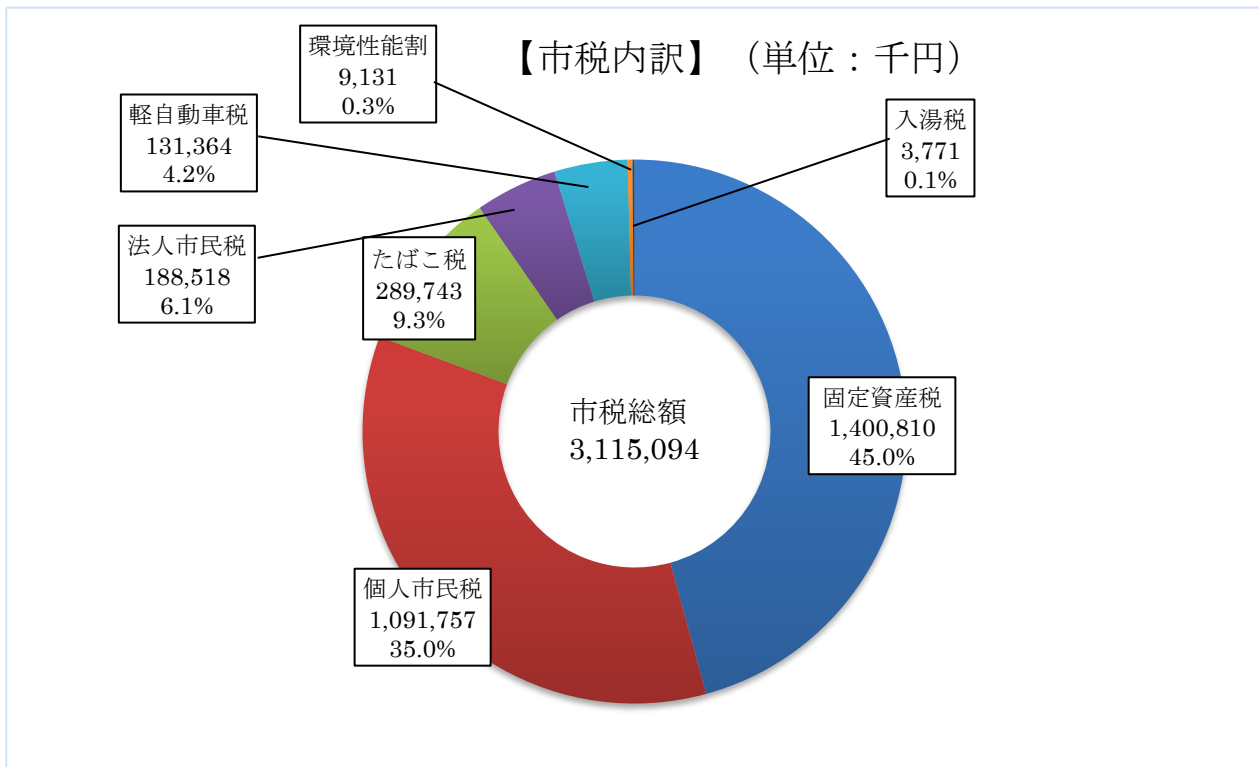
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
地方税	2,946,878	2,970,562	2,944,921	2,937,274	2,955,006	3,115,094
繰越金	301,231	402,415	464,259	1,069,363	2,315,049	1,196,356
分担金及び負担金	150,966	91,177	144,649	133,182	131,098	134,998
諸収入	256,788	432,005	314,578	255,571	252,992	321,445
その他（自主財源）	444,489	466,277	646,251	587,331	803,978	1,508,147
地方交付税	6,109,288	6,135,883	6,173,722	6,669,543	6,620,094	6,602,815
国庫支出金	2,969,772	3,705,971	7,285,255	5,159,275	4,144,708	4,308,948
県支出金	2,022,385	1,249,103	1,328,329	1,248,906	1,470,999	1,623,567
地方債	1,078,586	1,989,649	1,000,593	1,467,056	645,559	1,720,839
地方譲与税	122,286	126,228	130,366	132,410	125,575	126,831
その他（依存財源）	678,073	658,737	783,377	899,144	875,903	887,889
歳入合計	17,080,742	18,228,007	21,216,300	20,559,055	20,340,961	21,546,929

2. 地方税の内訳

黒石市の歳入のうち自主財源の中心である地方税の内訳は以下のとおりです。

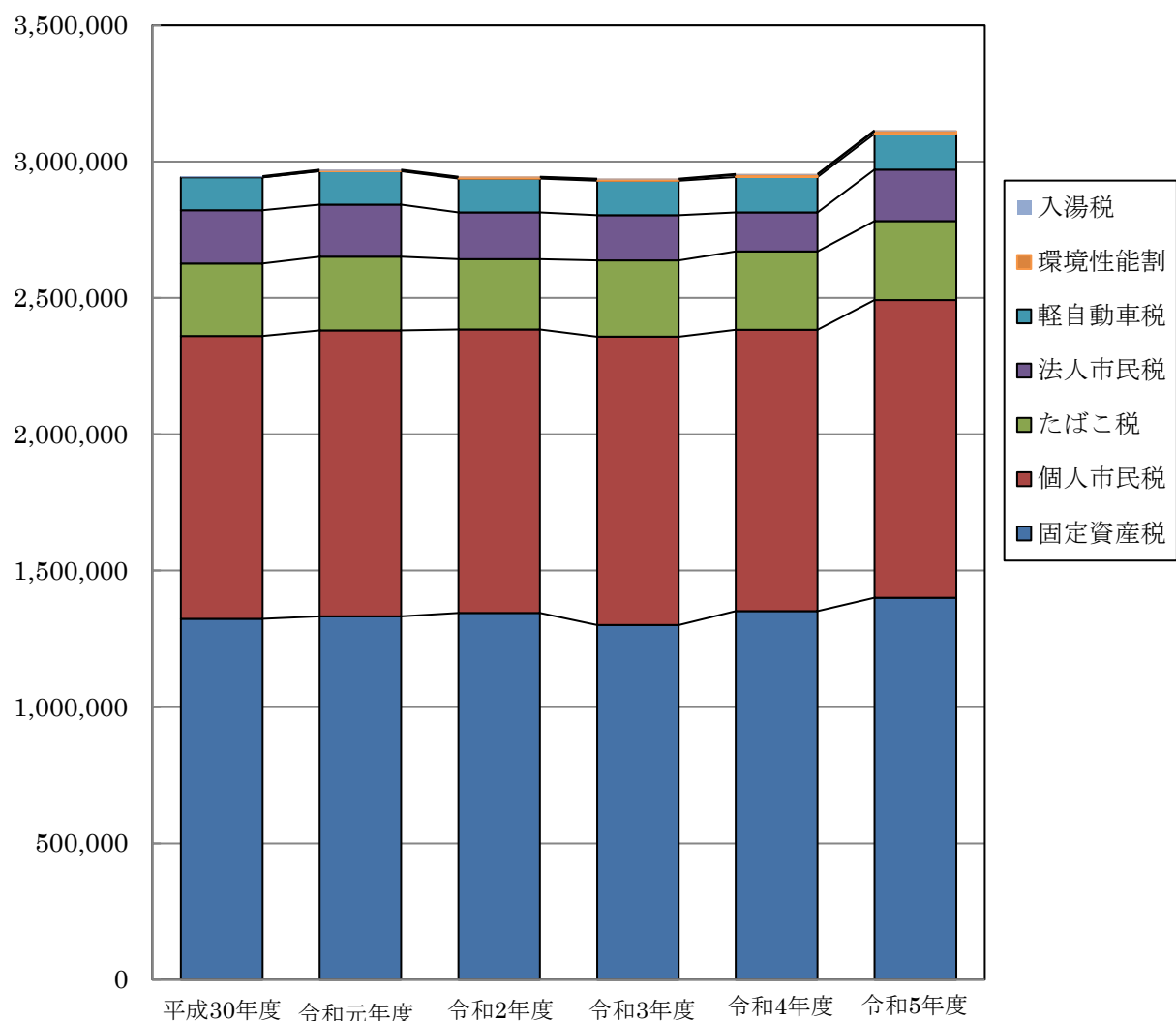
地方税収入総額は31億1,509万4千円で、前年度より5.4%の増(1億6,008万8千円の増)となりました。

税目ごとの対前年度比ですが、固定資産税は3.6%増、個人市民税は5.8%増、たばこ税は1.1%増、法人市民税は30.8%増、軽自動車税は2.1%増、環境性能割は7.2%増、入湯税は8.2%増になります。



- ★ 固定資産税…土地・家屋及び償却資産(事業用の機械・器具・備品など)に対してかかる税金です。
- ★ 個人市民税…個人の前年の所得に対してかかる税金です。
- ★ たばこ税…市内で売られるたばこに対してかかる税金です。
- ★ 法人市民税…法人(会社など)に対し、その所得に基づいてかかる税金です。
- ★ 軽自動車税…軽自動車に対してかかる税金です(軽自動車以外の自動車については、都道府県で徴収しています)。
- ★ 環境性能割…自動車を取得した取得者に対して課される税金です。
- ★ 入湯税…温泉の入湯客に課される税金です。

【市税収入の推移】(単位：千円)



	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
固定資産税	1,322,989	1,332,565	1,345,397	1,300,381	1,352,104	1,400,810
個人市民税	1,037,730	1,048,875	1,038,461	1,057,513	1,031,425	1,091,757
たばこ税	265,643	270,010	258,976	279,340	286,662	289,743
法人市民税	194,968	190,891	170,511	166,307	144,166	188,518
軽自動車税	120,611	122,687	124,078	126,222	128,644	131,364
環境性能割	0	1,021	4,748	4,895	8,520	9,131
入湯税	4,937	4,513	2,750	2,616	3,485	3,771
市税収入合計	2,946,878	2,970,562	2,944,921	2,937,274	2,955,006	3,115,094

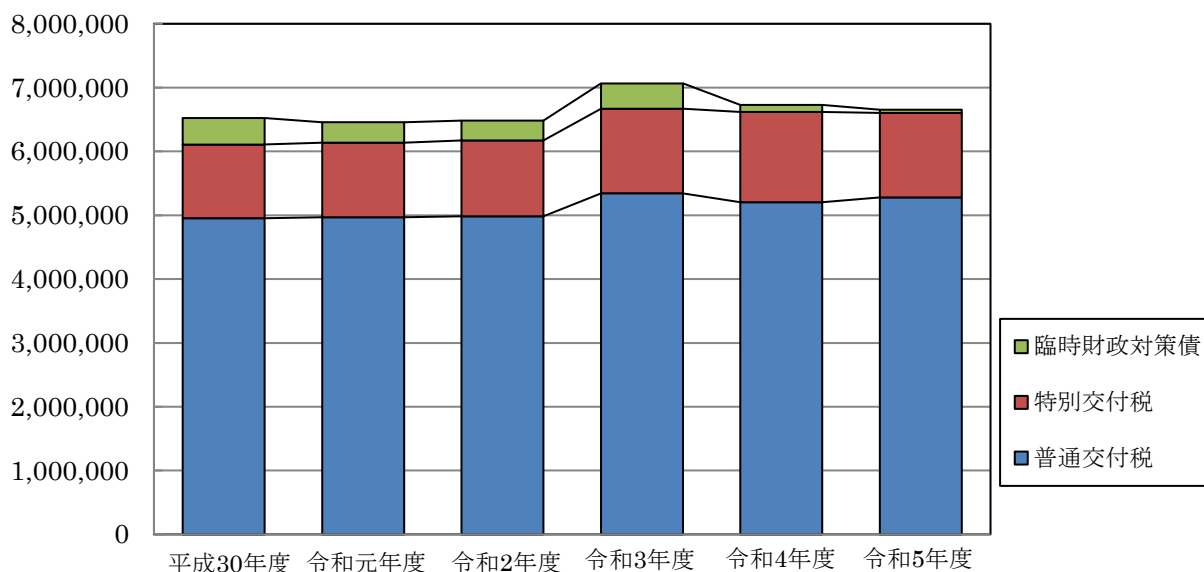
3. 地方交付税の推移

歳入の中心となっている地方交付税の令和5年度決算額は、普通交付税・特別交付税を合わせて66億281万5千円で、前年度と比べて0.3%の減（1,727万9千円の減）となりました。

地方交付税と臨時財政対策債を合わせた実質的な交付額は66億5,245万4千円で、前年度に比べ1.2%の減（7,609万9千円の減）となりました。

【地方交付税の推移】

(単位：千円)



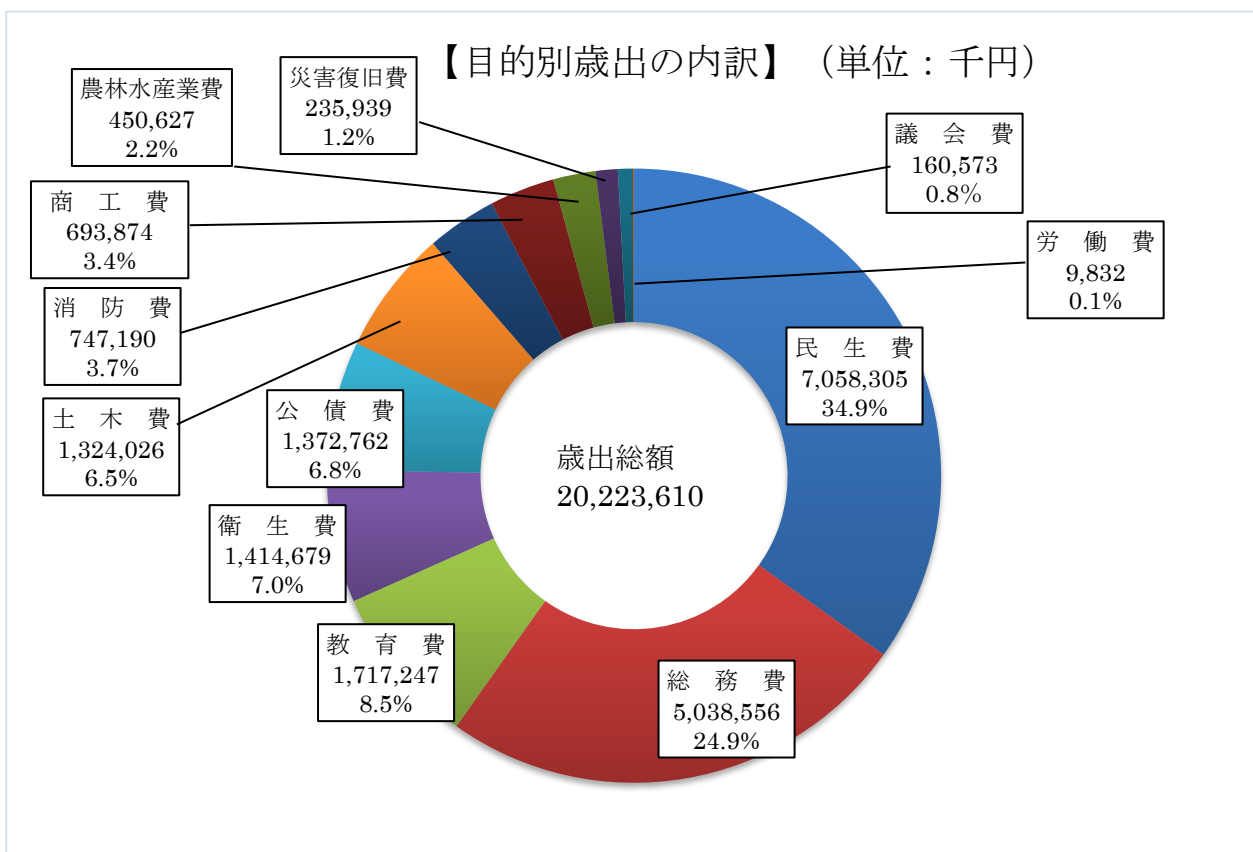
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
普通交付税	4,953,161	4,967,530	4,981,092	5,342,466	5,205,202	5,279,046
特別交付税	1,156,127	1,168,353	1,192,630	1,327,077	1,414,892	1,323,769
臨時財政対策債	412,686	320,749	311,067	397,156	108,459	49,639
普通交付税＋特別交付税計	6,109,288	6,135,883	6,173,722	6,669,543	6,620,094	6,602,815
地方交付税＋臨時財政対策債計	6,521,974	6,456,632	6,484,789	7,066,699	6,728,553	6,652,454

- ★ 特別交付税…地方交付税の一部で、普通交付税ではとらえることができなかった特別の財政需要（災害や豪雪など）があった場合などに交付されます。
- ★ 臨時財政対策債…地方一般財源の不足に対処するための地方債です。普通交付税の算定の際に算出する地方公共団体の需要額（基準財政需要額）と収入額（基準財政収入額）の差額のうち、交付税の財源不足分について発行されます。臨時財政対策債は、その元利償還金が後年度の地方交付税の基準財政需要額として算入されます（つまり将来的には普通交付税として交付されます）。

Ⅲ 歳 出

1. 目的別歳出の内訳

令和5年度決算における黒石市の歳出を目的別に分類した内訳は以下のとおりです。前年度に引き続き民生費が最も大きな割合を占め、次いで総務費、教育費、衛生費と続きます。

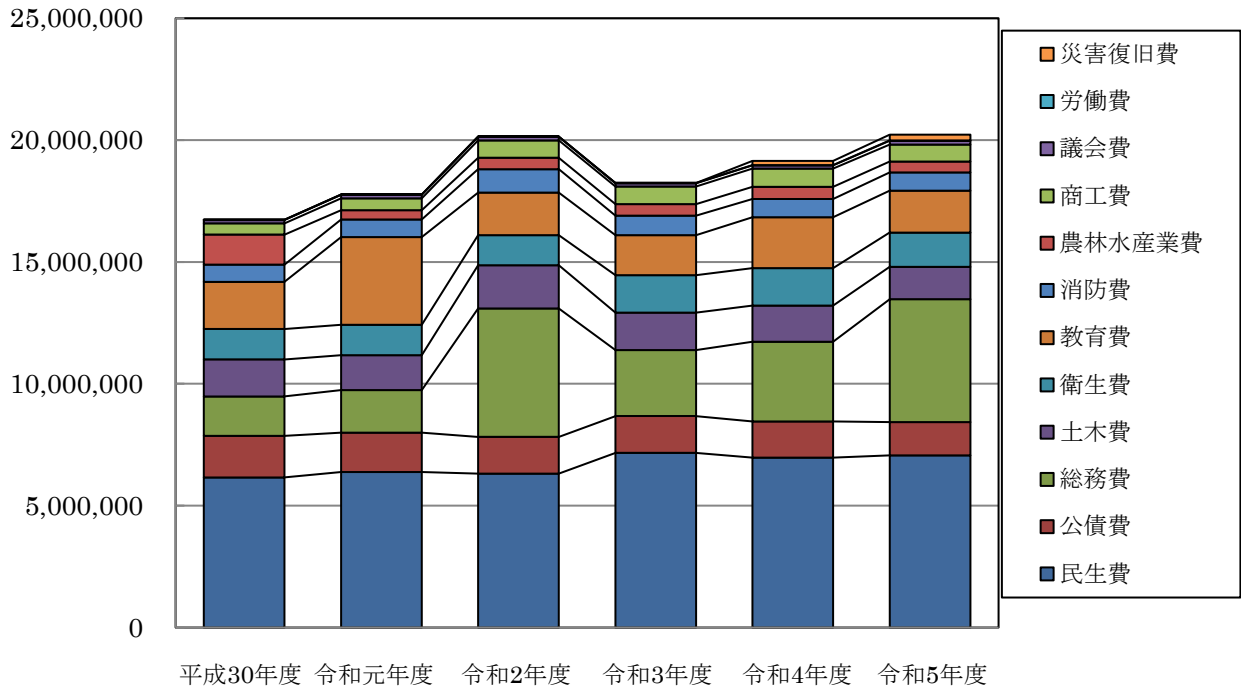


- ★ 議会費…市議会議員の報酬や旅費、議会事務局の運営などにかかる経費です。
- ★ 総務費…庁舎や財産の維持管理、戸籍の管理、税金の徴収などの経費です。
- ★ 民生費…児童、高齢者、障害者等のための施設整備や運営、国民健康保険や後期高齢者医療、介護保険等の業務や生活保護などにかかる経費です。
- ★ 衛生費…健康増進、病気の予防、環境保全、ごみ処理、火葬場の運営などにかかる経費です。
- ★ 労働費…勤労者支援や雇用確保などにかかる経費です。
- ★ 農林水産業費…農林水産業の振興を図るための支援や基盤整備などにかかる経費です。
- ★ 商工費…商業や工業、観光の振興などにかかる経費です。
- ★ 土木費…道路や公営住宅の建設・維持などにかかる経費です。
- ★ 消防費…消防や災害対策などにかかる経費です。
- ★ 教育費…小・中学校の建設や学校教育、社会教育などにかかる経費です。

- ★ 災害復旧費…災害で壊れた箇所の復旧工事や、被害を受けた農地復旧のための補助金などの経費です。
- ★ 公債費…借入金の元金・利子などを支払うための経費です。

【目的別歳出の推移】

(単位：千円)

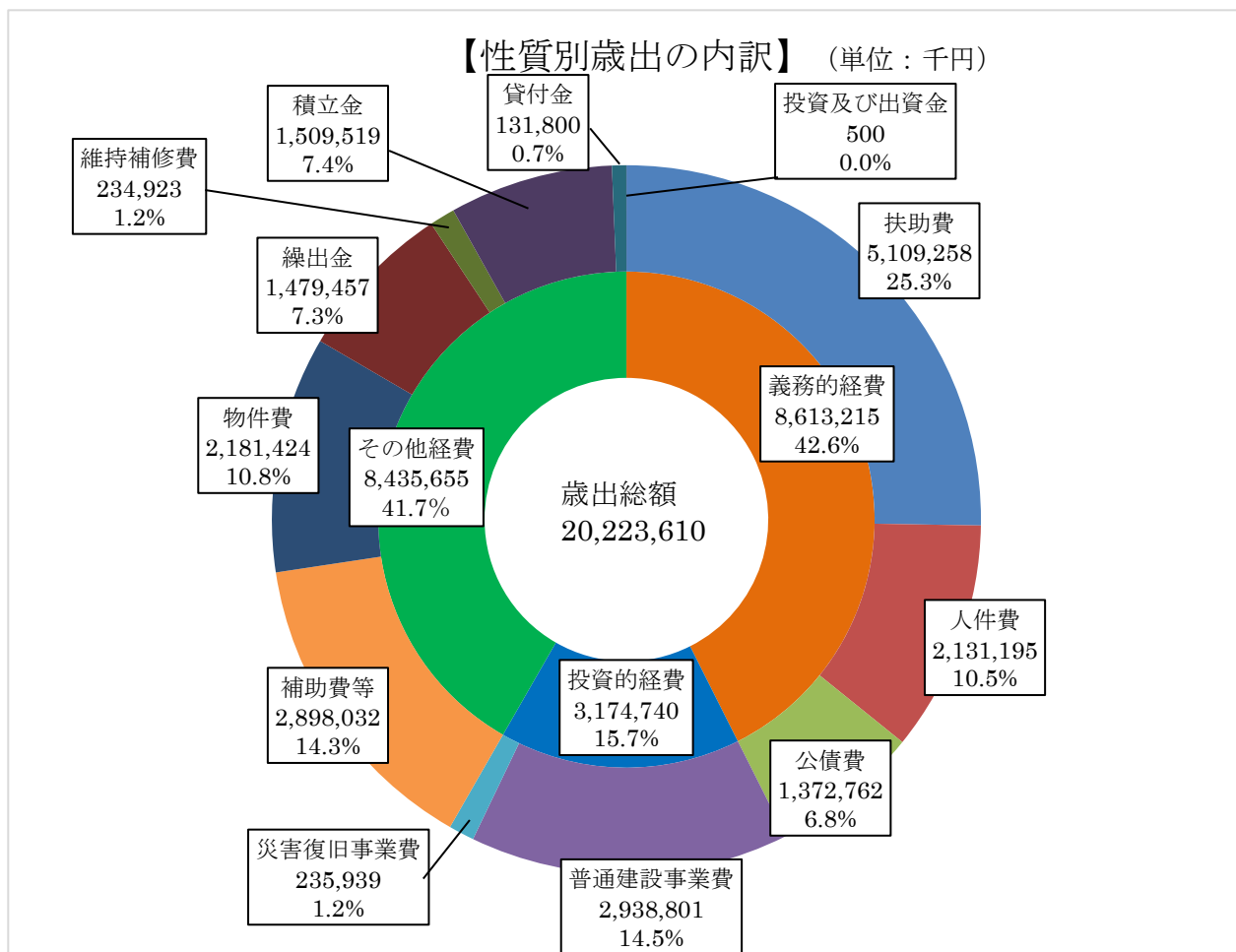


	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
民生費	6,161,684	6,375,073	6,317,554	7,165,051	6,976,002	7,058,305
公債費	1,707,640	1,621,619	1,503,246	1,508,566	1,477,720	1,372,762
総務費	1,616,187	1,740,620	5,268,322	2,713,371	3,276,140	5,038,556
土木費	1,513,458	1,439,629	1,777,640	1,534,639	1,487,544	1,324,026
衛生費	1,249,595	1,245,801	1,239,991	1,536,831	1,536,020	1,414,679
教育費	1,940,016	3,597,352	1,738,122	1,647,556	2,083,242	1,717,247
消防費	703,280	724,394	965,344	797,892	744,886	747,190
農林水産業費	1,229,092	382,845	463,617	475,672	504,680	450,627
商工費	463,315	484,592	717,191	712,780	740,362	693,874
議会費	138,523	140,294	143,202	138,791	142,032	160,573
労働費	11,023	10,465	11,825	11,356	10,212	9,832
災害復旧費	1,729	1,064	883	1,501	165,765	235,939
目的別歳出 合計	16,735,542	17,763,748	20,146,937	18,244,006	19,144,605	20,223,610

2. 性質別歳出の内訳

令和5年度決算における黒石市の歳出を今度は性質別に分類した内訳は以下のようになります。

性質別の歳出は、支払が義務づけられ任意に削減することが難しい「義務的経費」、普通建設事業費等に充てられる「投資的経費」、他会計への繰出金や物件費などの「その他の経費」に分けることができます。



☆ 義務的経費…任意に削減することが難しい経費で、歳入によらず支出する必要があります。

★ 扶助費…生活保護費や児童・高齢者や障害者等に対する様々な福祉サービスに要する経費です。

★ 公債費…市債など市の借り入れの元金・利子の支払に充てる経費です。

★ 人件費…一般職、特別職の給与や議員報酬等の支払にかかる経費です。

☆ 投資的経費…資本の形成に使われる経費です。

★ 普通建設事業費…道路、橋梁、公園、学校等の社会資本の整備に要する経費です。国の補助金を使って実施する補助事業と、地方自治体単独で行う単独事業があります。

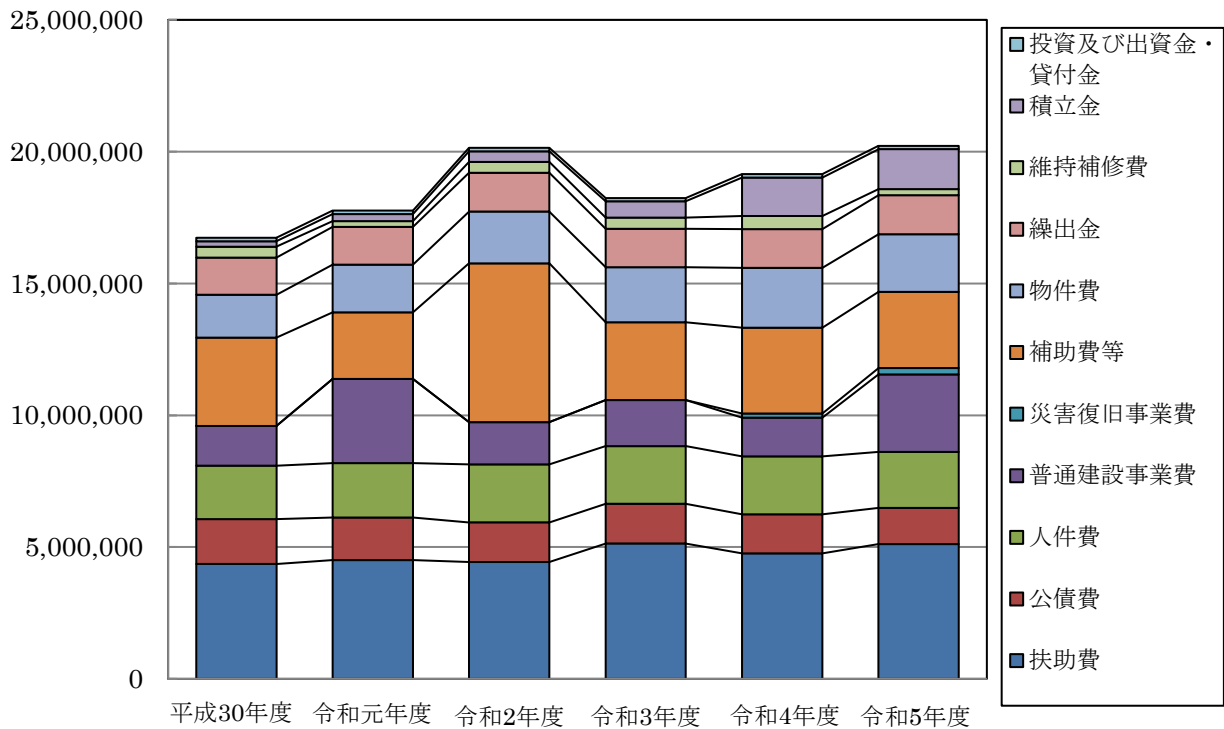
★ 災害復旧事業費…災害の被害を受けた施設の復旧に用いる経費です。

☆ そのほかの経費（一部抜粋）

- ★ 補助費等…報償費（報償金や賞賜金）、役務費（保険料）、各種負担金・補助金、寄附金等です。
- ★ 物件費…旅費、需用費（消耗品や燃料費、光熱水費等）、役務費（通信運搬費や手数料等）、備品購入費等に要する経費です。
- ★ 繰出金…主に普通会計から他の会計への繰出金です。
- ★ 維持補修費…道路や施設の維持補修にかかる費用（除雪経費等）です。

【性質別歳出の推移】

（単位：千円）



	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
扶助費	4,357,536	4,504,543	4,429,472	5,132,000	4,764,891	5,109,258
公債費	1,707,640	1,621,619	1,503,246	1,508,566	1,477,720	1,372,762
人件費	2,020,757	2,059,954	2,198,108	2,191,149	2,201,917	2,131,195
普通建設事業費	1,509,247	3,192,109	1,604,010	1,748,860	1,460,024	2,938,801
災害復旧事業費	1,729	1,064	883	1,501	165,765	235,939
補助費等	3,348,874	2,521,425	6,030,529	2,946,651	3,246,307	2,898,032
物件費	1,623,787	1,816,129	1,957,392	2,083,877	2,271,866	2,181,424
繰出金	1,412,002	1,427,051	1,475,530	1,456,103	1,473,251	1,479,457
維持補修費	417,078	218,793	410,825	424,933	501,545	234,923
積立金	205,922	269,861	405,942	619,366	1,448,819	1,509,519
投資及び出資金・貸付金	130,970	131,200	131,000	131,000	132,500	132,300
性質別歳出 合計	16,735,542	17,763,748	20,146,937	18,244,006	19,144,605	20,223,610

3. 主な性質別歳出の推移

(1) 人件費

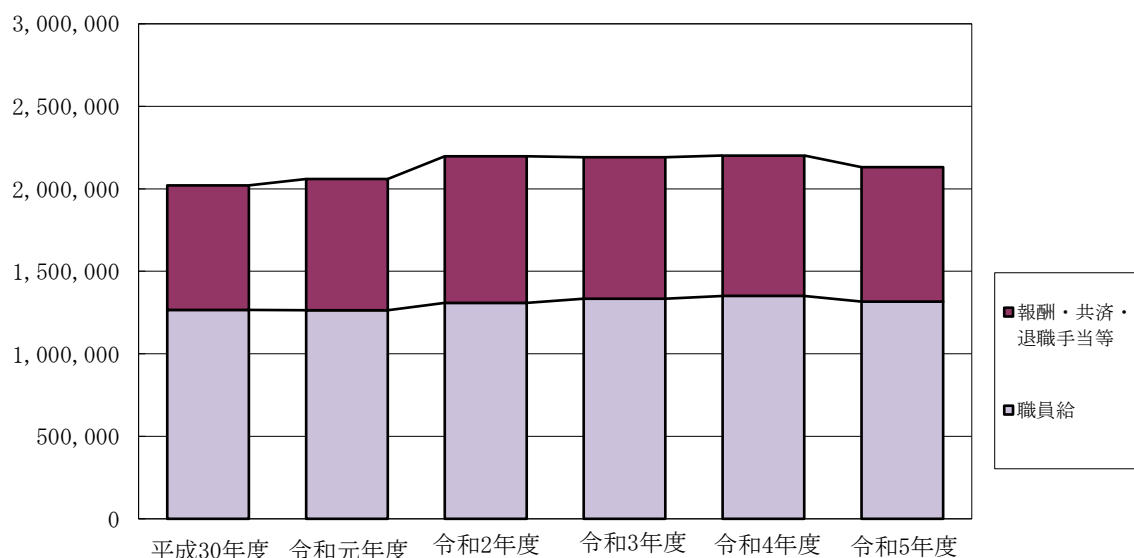
平成 17 年度から令和 2 年度まで職員の給料減額措置を行っていましたが、令和 3 年度から当該措置を講じておりません。

職員給は前年度比で 2.6%の減 (3,428 万 7 千円の減)、人件費全体では 3.2%の減 (7,072 万 2 千円の減) になりました。

※普通会計の職員数を掲載しています。特別会計（国民健康保険、後期高齢者医療、介護保険）及び公営企業会計（水道事業、下水道事業、病院事業）の職員は除いています。

【人件費の推移】

(単位：千円)



	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
職員給	1,266,919	1,264,184	1,308,490	1,334,575	1,350,523	1,316,236
報酬・共済・退職手当等	753,838	795,770	889,618	856,574	851,394	814,959
人件費計	2,020,757	2,059,954	2,198,108	2,191,149	2,201,917	2,131,195
職員数 (人)	252	254	246	255	252	252
ラスパイレス指数	90.5	91.1	92.1	93.9	93.5	93.3

★ラスパイレス指数・・・地方公務員の給与水準を示すもので、国家公務員の給与水準を 100 とします。

(2) 普通建設事業費

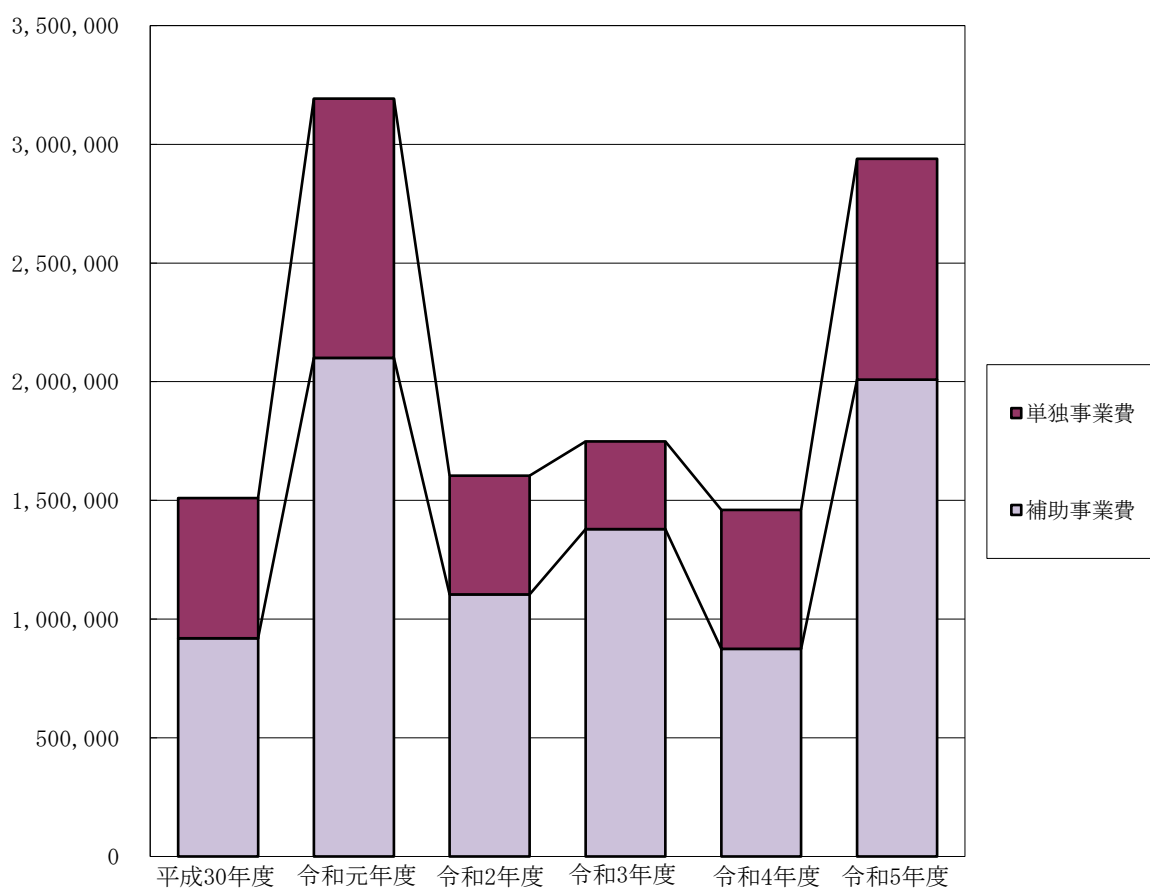
令和5年度の普通建設事業費の決算額は、補助・単独合わせて29億3,880万1千円で、前年度に比べ101.3%の増(14億7,877万7千円の増)となりました。

普通建設事業の主なものとしては、

- ・市民サービス施設整備事業…16億8,280万9千円
- ・普通財産管理等事業…1億5,652万9千円
- ・スポカルイン黒石管理事業…1億4,400万2千円
- ・産業会館管理事業…1億2,057万4千円
- ・公園管理事業…1,800万円

などがあります。

【普通建設事業費の推移】(単位：千円)



	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
補助事業費	919,410	2,100,080	1,104,353	1,378,880	874,200	2,008,662
単独事業費	589,837	1,092,029	499,657	369,980	585,824	930,139
普通建設事業費合計	1,509,247	3,192,109	1,604,010	1,748,860	1,460,024	2,938,801

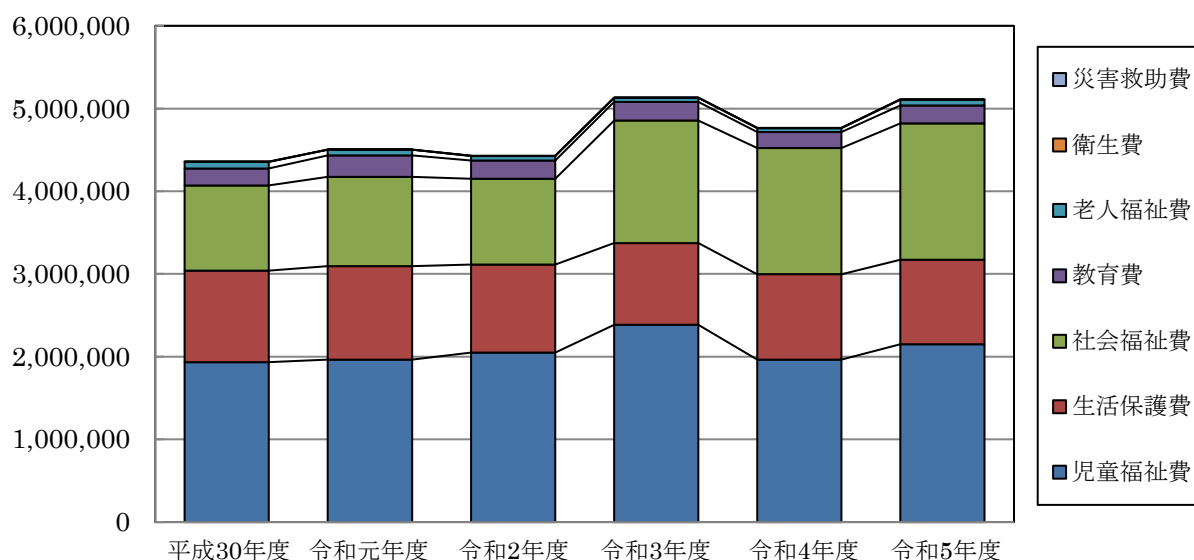
(3) 扶助費

令和5年度の扶助費の決算額は51億925万8千円で、前年度に比べ7.8%の増(3億4,436万7千円の増)となりました。

令和5年度の扶助費は歳出全体の25.3%を占めています。

【扶助費の推移】

(単位：千円)



	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
児童福祉費	1,933,599	1,965,569	2,050,578	2,384,852	1,964,447	2,148,724
生活保護費	1,107,518	1,129,890	1,062,624	988,992	1,031,389	1,022,566
社会福祉費	1,029,523	1,079,951	1,039,189	1,480,997	1,524,643	1,650,542
教育費	205,195	258,326	217,217	225,750	196,047	216,777
老人福祉費	78,959	68,141	57,378	48,600	46,190	67,933
衛生費	2,742	2,666	2,486	2,809	2,175	2,716
災害救助費	0	0	0	0	0	0
扶助費合計	4,357,536	4,504,543	4,429,472	5,132,000	4,764,891	5,109,258

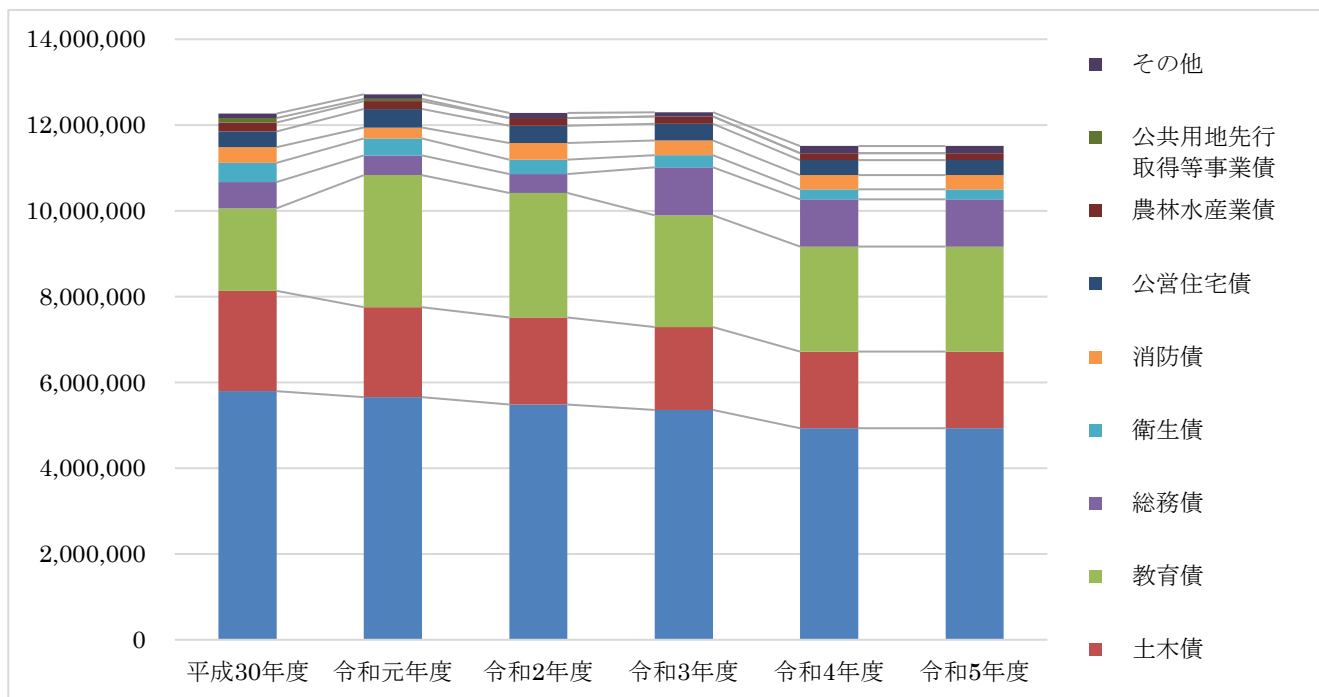
- ★ 児童福祉費…保育所運営費や児童手当、ひとり親家庭等医療費などがあります。
- ★ 社会福祉費…身体障害者や知的障害者、精神障害者等への医療給付や生活支援費、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく事業費などがあります。
- ★ 生活保護費…生活扶助、住宅扶助、教育扶助、医療扶助、介護扶助などがあります。
- ★ 老人福祉費…主に老人保護の措置費です。
- ★ 教育費…就学援助補助金や医療費、給食費扶助などがあります。
- ★ 衛生費…主に乳幼児の医療費です。

4. 地方債現在高の推移

令和5年度末の地方債現在高は前年度に比べ3億8,476万9千円増加し、118億9,565万5千円になりました。市では地方債現在高の削減に努めておりますが、令和5年度は増加しています。

地方債の内訳を見ると、地方交付税の代替措置である臨時財政対策債が最多で、教育債、総務債、土木債と続きます。

【地方債現在高の推移】（単位：千円）

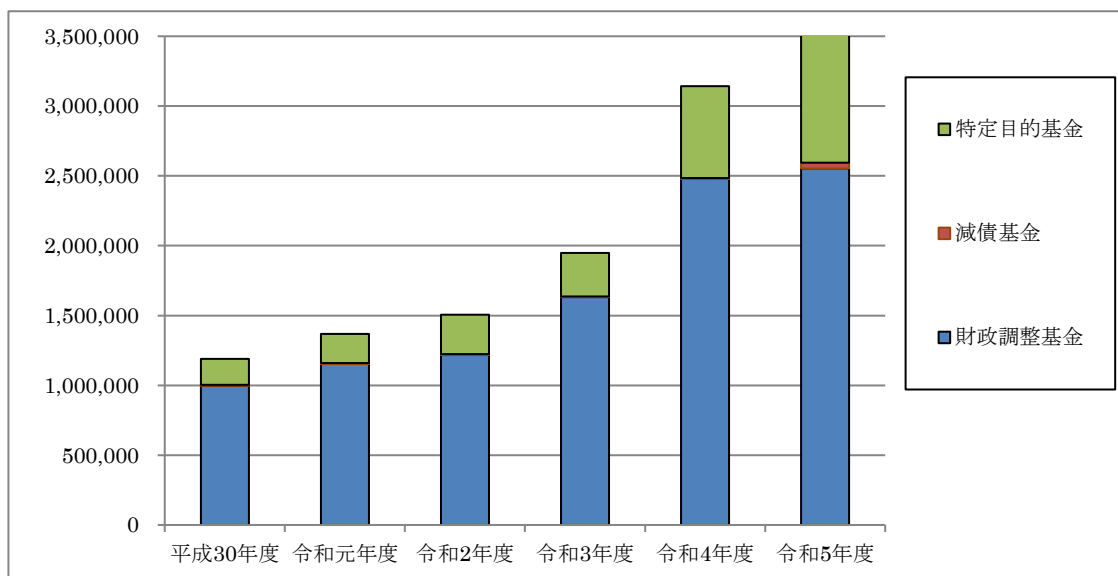


	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
年度末地方債現在高	12,268,651	12,718,215	12,285,523	12,299,100	11,510,886	11,895,655
臨時財政対策債	5,795,727	5,652,915	5,481,949	5,361,041	4,931,808	4,447,922
土木債	2,338,812	2,098,115	2,034,728	1,926,737	1,787,467	1,701,532
教育債	1,923,399	3,080,583	2,901,749	2,608,405	2,448,155	2,382,010
総務債	611,580	460,670	438,807	1,119,063	1,101,243	2,074,589
衛生債	452,940	395,500	336,925	283,153	233,502	213,779
消防債	365,337	255,120	385,076	346,266	331,962	288,729
公営住宅債	364,629	431,191	407,964	381,638	348,946	316,929
農林水産業債	205,389	182,064	174,142	173,127	161,434	150,063
公共用地先行取得等事業債	104,000	52,000	0	0	0	0
その他	106,838	110,057	124,183	99,671	166,369	320,102
元金償還金	1,609,877	1,540,085	1,433,285	1,453,479	1,433,773	1,336,070
地方債発行額	1,078,586	1,989,649	1,000,593	1,467,056	645,559	1,720,839

5. 積立基金残高の推移

令和5年度の財政調整基金は5億737万4千円の積み立て、及び4億3,300万円の取り崩しにより、年度末残高が25億5,292万9千円になりました。減債基金・特定目的基金を合わせたすべての基金残高は38億5,453万2千円となりました。

【積立基金残高の推移】(単位：千円)



- ★ 財政調整基金…市の財政の余裕分を積み立てて後年度の負担増や収入減に備えるための基金です。
- ★ 減債基金…地方債の償還のための資金を積み立てる基金です。
- ★ 特定目的基金…市民文化会館運営基金、図書館建設基金など特定の用途のために積み立てる基金です。

	平成30年度末	令和元年度末	令和2年度末	令和3年度末	令和4年度末	令和5年度末
黒石市財政調整基金	996,181	1,153,148	1,216,722	1,630,780	2,478,555	2,552,929
黒石市減債基金	6,836	6,836	6,836	6,836	6,836	42,360
特定目的基金	187,241	208,096	281,581	311,107	658,149	1,259,243
黒石市民文化会館運営基金	60,888	60,927	60,932	60,933	60,934	60,935
黒石市地域福祉基金	3,167	5,672	5,822	5,822	5,822	5,822
黒石市ふるさとの川ラブリバー基金	1	1	1	1	1	1
黒石市図書館建設整備基金	32,662	33,800	34,004	32,975	22,237	21,237
黒石市こみせ通り活性化基金	2,177	1,707	1,330	760	548	336
黒石市農業振興基金	21,690	23,598	31,330	37,451	38,857	57,005
黒石市歴史的景観保存基金	17,229	19,985	23,252	20,307	23,724	37,605
黒石市立学校教育環境整備基金	4,102	6,135	10,317	13,293	21,603	36,862
黒石市ちとせ住宅団地定住促進基金	22,044	19,533	18,986	18,744	18,656	18,563
黒石市姉妹都市等交流基金	3,962	3,496	3,556	3,693	3,723	3,741
黒石市人づくり基金	8,049	11,250	17,188	26,505	46,985	76,466
未来につなげる黒石ほるぷ子ども館保存基金	132	456	918	1,400	1,931	3,217
黒石市スポーツ振興基金	345	840	1,787	2,862	4,172	7,321
黒石市観光振興基金	10,793	15,694	22,647	30,904	42,023	50,794
黒石市森林環境譲与税基金		5,002	7,498	7,469	16,232	28,055
黒石市文化振興資金			1,661	4,117	6,362	10,065
黒石市新型コロナウイルス感染症対策利子補給基金			30,352	33,077	32,751	27,373
黒石市起業移住支援基金			10,000	10,000	10,000	9,900
黒石市立学校施設整備基金				794	1,588	3,943
黒石市公共施設等整備基金					300,000	800,003
計	1,190,258	1,368,080	1,505,139	1,948,723	3,143,540	3,854,532

IV 地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づく指標

1. 健全化判断比率

「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」（以下、「財政健全化法」）は平成19年6月に公布され、平成20年4月の一部施行を経て、平成21年4月から施行されました。

財政健全化法では、地方公共団体の決算に基づき財政の健全化を示す4つの指標（健全化判断比率：①実質赤字比率、②連結実質赤字比率、③実質公債費比率、④将来負担比率）を公表することが義務づけられています。

令和5年度決算に基づく黒石市の健全化判断比率については、次のとおりです。

【標準財政規模について】

財政健全化法による健全化判断比率の算定には、「標準財政規模」が用いられます。標準財政規模とは、地方公共団体が「標準的な行政サービス」を行うために必要であろう財政規模を示す理論上の指標で、団体の規模（人口や面積、税収）や産業構造によって増減します。

具体的には、以下の計算式で算出します。

$$\text{標準財政規模} = \text{標準税収入額等} (\text{標準税収入額} + \text{地方譲与税} + \text{交通安全対策特別交付金} + \text{地方特例交付金} + \text{特別交付金}) + \text{普通交付税} + \text{臨時財政対策債発行可能額}$$

令和5年度の黒石市の標準財政規模は、

$$\begin{aligned} & \text{標準税収入額等} : 37 \text{ 億 } 6,510 \text{ 万 } 7 \text{ 千円} + \text{普通交付税} : 52 \text{ 億 } 7,904 \text{ 万 } 6 \text{ 千円} \\ & + \text{臨時財政対策債発行可能額} : 4,963 \text{ 万 } 9 \text{ 千円} = \underline{90 \text{ 億 } 9,379 \text{ 万 } 2 \text{ 千円}} \text{ でした。} \end{aligned}$$

① 実質赤字比率

	令和4年度決算に 基づく比率	令和5年度決算に 基づく比率
実質赤字比率	—	—
早期健全化基準	13.51%	13.50%
財政再生基準	20.00%	20.00%

※実質赤字比率の早期健全化基準については、標準財政規模に応じて11.25～15.00%の範囲となっています。そのため、実質赤字比率の早期健全化基準は、その年の標準財政規模の値により変動します。

一般会計等（黒石市は一般会計及び姥懐霊園墓地特別会計をあわせたもの）の赤字額を標準財政規模と比較した割合を示したものが「実質赤字比率」です。

令和5年度決算の実質赤字比率は、一般会計等の実質収支の結果が黒字となったため、実質赤字比率は算出されません。

$\text{実質赤字比率} = \frac{\text{一般会計等（普通会計）の実質赤字額}}{\text{標準財政規模}}$
--

② 連結実質赤字比率

	令和4年度決算に 基づく比率	令和5年度決算に 基づく比率
連結実質赤字比率	—	—
早期健全化基準	18.51%	18.50%
財政再生基準	30.00%	30.00%

※連結実質赤字比率の早期健全化基準は、実質赤字比率の早期健全化基準に5%を加えた値です。そのため連結実質赤字比率の早期健全化基準は、その年の標準財政規模の値により変動します。

地方公共団体の持つ全ての会計の赤字と黒字を合算（連結）した額を標準財政規模と比較した割合を示したものが「連結実質赤字比率」です。

一般会計等が黒字の団体でも、公営企業会計や特別会計に赤字がある場合、その赤字の規模によっては団体全体では赤字になる場合があります。その数字が反映されるという意味で、実質赤字比率よりも、現実的な指標であると言えます。

黒石市は一般会計等のほか、5つの公営企業会計と3つの特別会計がありますが、令和5年度決算において黒石市の連結実質赤字額はありませんでした。

赤字額は、病院事業会計が7億467万4千円でした。

$$\text{連結実質赤字比率} = \frac{\text{連結実質赤字額}}{\text{標準財政規模}}$$

※連結実質赤字額：下記1と2の合計額が3と4の合計額を超える場合の当該超える額

1. 一般会計及び公営企業（地方公営企業法適用企業・非適用企業）以外の特別会計のうち、実質赤字を生じた会計の実質赤字の合計額
2. 公営企業の特別会計のうち、資金の不足額（26ページで詳説）を生じた会計の資金の不足額の合計額
3. 一般会計及び公営企業以外の特別会計のうち、実質黒字を生じた会計の実質黒字の合計額
4. 公営企業の特別会計のうち、資金の剰余額を生じた会計の資金の剰余額の合計額

※実質赤字比率と同様に、連結実質収支が黒字の場合は、連結実質赤字比率は算出されません。

③ 実質公債費比率

	令和4年度決算に 基づく比率	令和5年度決算に 基づく比率
実質公債費比率	13.0%	12.5%
早期健全化基準	25.0%	25.0%
財政再生基準	35.0%	35.0%

地方公共団体が行政サービスに使うべき財源（標準財政規模）の内、どれだけの額を公債費に充てているのかを表す比率です。

実質公債費比率は一般会計等が直接支払う地方債の元利償還金と準元利償還金の合計を、標準財政規模と比較した数字です。計算する際は、地方公共団体が負担しなくてもよい部分（元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額）を分母・分子からそれぞれ控除します（分子からは特定財源も控除）。

また各年度の特殊事情などを平準化するため、3カ年の平均値を用います。地方債の発行に際して、実質公債費比率が18%以上の団体は国の許可が必要になることから、この数値が18%を下回っていることが、健全な財政の一つの目安となります。

$$\text{実質公債費比率} = \frac{(\text{地方債の元利償還金} + \text{準元利償還金}) - (\text{特定財源} + \text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額})}{\text{標準財政規模} - (\text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額})}$$

※「準元利償還金」とは、以下のことをいいます。

1. 満期一括償還地方債について、償還期間を30年とする元金均等年賦償還とした場合における1年あたりの元金償還金相当額
2. 一般会計等から一般会計等以外の特別会計への繰出金のうち、公営企業債の償還の財源に充てたと認められるもの
3. 一部事務組合等への負担金・補助金のうち、一部事務組合等が起こした地方債の償還の財源に充てたと認められるもの
4. 債務負担行為（契約等により将来支払うことを約束しているもの）に基づく支出のうち公債費に準ずるもの
5. 一時借入金の利子

※元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額とは、地方債の後年度の元利償還金について、普通交付税の算定において基準財政需要額に算入されたもの（いわゆる交付税措置されたもの）のことをいいます。

④将来負担比率

	令和4年度決算に 基づく比率	令和5年度決算に 基づく比率
将来負担比率	19.9%	16.6%
早期健全化基準	350.0%	350.0%

地方公共団体の実質的な赤字や一般会計等の地方債現在高、債務負担行為により後年度に支払うべき支出額、公営企業等の他会計の地方債現在高のうち一般会計等で負担すべき部分、一部事務組合等の地方債現在高のうちその団体が負担すべき部分、土地開発公社の負債や損失補償をしている第三セクターの負債のうちその団体が負担すべきもの等、その地方公共団体が現時点で想定される将来支払うことになる可能性のある負担額を標準財政規模と比較した割合を示したものが「将来負担比率」です。

$$\text{将来負担比率} = \frac{\text{将来負担額} - (\text{充当可能基金額} + \text{特定財源見込額} + \text{地方債現在高等に係る基準財政需要額算入額})}{\text{標準財政規模} - (\text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額})}$$

※将来負担額とは、以下の8項目の合計をいいます。

1. 一般会計等の決算年度末における地方債現在高
2. 債務負担行為に基づく支出予定額（地方財政法第5条各号の経費等に係るもの）
3. 一般会計等以外の会計の地方債の元金償還に充てる一般会計等からの負担等見込額
4. 当該地方公共団体が加入する、一部事務組合等の地方債の元金償還に充てる当該地方公共団体からの負担等見込額
5. 退職手当支給予定額（全職員に対する期末要支給額）のうち一般会計等の負担見込額
6. 地方公共団体が設立した一定の法人の負債の額、その者のために債務を負担している場合の当該債務の額のうち、当該法人等の財務・経営状況を勘案した一般会計等の負担見込額
7. 連結実質赤字額
8. 一部事務組合等の連結実質赤字相当額のうち、一般会計等の負担見込額

※充当可能基金額とは、上記の1～6までの償還額等に充てることのできる地方自治法第241条の基金のことをいいます。

2. 早期健全化基準と財政再生基準

財政健全化法による4つの指標のうち、1つでも「早期健全化基準」以上となると、「財政健全化団体」となり、議会の議決を経て「財政健全化計画」を策定し、自主的な改善努力により財政の健全化を進めていかなければなりません。

財政健全化計画は、実質赤字比率が早期健全化基準以上となった場合は実質赤字比率をゼロに（実質赤字を解消）すること、それ以外の指標が早期健全化基準以上となった場合はその比率を早期健全化基準未満にすることが求められます。

また、実質赤字比率・連結実質赤字比率・実質公債費比率の3つの指標のうち、1つでも「財政再生基準」以上となると、「財政再生団体」となり、議会の議決を経て「財政再生計画」を策定しなければなりません。「財政再生団体」は、「財政健全化団体」とは異なり、国や都道府県の強力な関与・勧告・指導の下で確実に財政再生を進めていくことになります。策定した財政再生計画に総務大臣の同意があった場合は、収支不足額を振り替える、償還期間を財政再生計画期間内とした地方債（再生振替特例債）の発行が可能になります。なお、総務大臣の同意がない場合は、災害復旧事業等を除き地方債の発行が制限されます。

財政再生計画は、実質赤字比率が財政再生基準以上となった場合は実質赤字比率をゼロに（実質赤字を解消）すること、それ以外の指標が財政再生基準以上となった場合はその比率を早期健全化基準未満にすることが求められます。財政健全化計画と比べると、より具体的な数値目標の設定や財政再生に係る施策を明記することが求められています。

令和5年度決算に基づく黒石市の健全化判断比率は、前年度同様4つの指標すべてで早期健全化基準をクリアし、財政健全化法に基づく「財政健全化団体」の対象になりませんでした。

今後も実質赤字比率、連結実質赤字比率が算定されない黒字の状態を維持しつつも、将来を見据えた財政運営を継続することで、実質公債費比率、将来負担比率の改善に努めなくてはなりません。

3. 資金不足比率

地方公営企業の経営状況について、資金不足額を事業の規模（料金収入の規模等）と比較した割合を示したものが、「資金不足比率」です。資金不足比率の割合が高いほど、公営企業が抱える資金不足額を料金収入で解消することが難しい、すなわち経営状況が悪化しているといえます。なお、資金不足比率は地方公営企業ごとに算出され、算出方法は以下のとおりです。

$$\text{資金不足比率} = \frac{\text{資金の不足額}}{\text{事業の規模}}$$

※資金の不足額とは、以下のことをいいます。

資金の不足額（法適用企業）

$$= (\text{流動負債} + \text{建設改良費等以外の経費の財源に充てるために起こした地方債の現在高} - \text{流動資産}) - \text{解消可能資金不足額}$$

資金の不足額（法非適用企業）

$$= (\text{繰上充用額} + \text{支払繰延額} \cdot \text{事業繰越額} + \text{建設改良費等以外の経費の財源に充てるために起こした地方債の現在高}) - \text{解消可能資金不足額}$$

※解消可能資金不足額とは、事業の性質上、事業開始後一定期間に構造的に資金の不足額が生じる等の事情がある場合（下水道事業や地下鉄事業などその事業を開始するために大規模な設備投資を行った場合等）において、資金の不足額から控除する一定の額のことをいいます。

※事業の規模とは、以下のことをいいます。

$$\text{事業の規模（法適用企業）} = \text{営業収益の額} - \text{受託工事収益の額}$$

$$\text{事業の規模（法非適用企業）} = \text{営業収益に相当する収入の額} - \text{受託工事収益に相当する収入の額}$$

なお、各地方公営企業の資金不足比率が「経営健全化基準：20%」以上になると、「経営健全化団体」となり、各公営企業は個別外部監査、議会の議決を経て「経営健全化計画」を策定し、公営企業の経営健全化を進めていくこととなります。

経営健全化計画はおおむね5年程度の期間で、資金不足比率を経営健全化基準未満にすることが求められます。

令和5年度決算における各公営企業会計の資金不足比率は、次のとおりです。

【令和5年度決算の黒石市各公営企業会計の資金不足比率】

(単位：千円、%)

公営企業会計名	資金の不足額	事業の規模	資金不足比率
水道事業会計	—	663,039	—
病院事業会計	704,674	3,958,768	17.8
下水道事業会計	—	328,784	—
農業集落排水事業特別会計	—	1,308	—
温泉供給事業特別会計	—	13,347	—

※資金不足がない場合又は剰余額がある場合は、資金不足比率はなしとなります。

令和5年度は5つの公営企業会計のうち、病院事業会計で資金の不足額が生じています。

地方消費税交付金引き上げ分が充てられる社会保障経費(令和5年度決算)

(単位：千円)

	経費	特定財源		一般財源	うち消費税引き上げ分		
		国県支出金	その他		うち消費税引き上げ分	その他	
社会福祉	障害福祉関係	1,103,512	776,983	3,354	323,175	46,695	276,480
	老人福祉関係	72,841	21,738	0	51,103	7,384	43,719
	児童福祉関係	2,214,640	1,503,994	129,174	581,472	84,016	497,456
	生活保護関係	1,582,235	940,390	466,246	175,599	25,372	150,227
	その他社会福祉	105,453	5,767	0	99,686	14,403	85,283
	小計	5,078,681	3,248,872	598,774	1,231,035	177,869	1,053,166
社会保険	介護保険事業関係	619,916	65,963	0	553,953	80,039	473,914
	国民健康保険事業関係	247,346	110,186	0	137,160	19,818	117,342
	後期高齢者医療事業関係	513,565	165,096	0	348,469	50,349	298,120
	小計	1,380,827	341,245	0	1,039,582	150,207	889,375
保健衛生	病院関係	452,455	0	0	452,455	65,374	387,081
	予防関係	133,026	2,982	5,387	124,657	18,011	106,646
	その他保健衛生	206,201	4,814	5,118	196,269	28,358	167,911
	小計	791,682	7,796	10,505	773,381	111,744	661,637
合計	7,251,190	3,597,913	609,279	3,043,998	439,820	2,604,178	

35